

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 五月 二十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
玉木病院	萩市大字瓦町一	令和 七年 七月 一日
石崎内科医院	下松市駅南一丁目七一七	
広田医院	光市中央二丁目一五番一号	令和 七年 七月 十七日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和

七年

五月

二十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
にしじま歯科 ニアミリー矯正歯科 K i r a r a	下関市川中豊町一丁目四一一二	令和 七年 七月 一日
リング歯科	下関市椋野町三丁目一九一五	令和 七年 七月 十六日
白倉歯科医院 医療法人おひさま 香坂歯科医院 つじ歯科クリニック 美祢市大嶺町東分二九〇の八 岩国市南岩国町三一一四一一九	下松市西市二丁目三番三一號	令和 七年 七月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 五月 二十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大野薬局	下関市幡生本町一番一三号	令和 七年 七月 一日
タケヒロ薬局堀田店	下関市堀田町二丁目一六番一一号	
新くわのやま薬局王司店	下関市王司上町一丁目八番九号	
小松原薬局	宇部市島三一八一一四	
あすなろ薬局	萩市大字土原五六〇番地四	
G & F 藤井薬局美祢店	美祢市大嶺町東分二九〇の二	